

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>「従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきた」が「取引先企業に対して行う」に改正されることにより、当該文言の上においては、銀行の「付随業務」の範囲はより広がった（「従来から固有業務と一体となって実施することを認められていた」という制限がなくなった）という理解でよいか。</p>	<p>今般の改正は、銀行が、取引先企業に対して行う「人材紹介業務」が銀行法第10条第2項柱書に規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当することを明確化したものであり、「取引先企業」の範囲を含め、銀行の業務範囲を変更・拡大するものではありません。</p>
2	<p>従来より一般に、銀行法第10条第2項に定める「銀行業に付随する業務」については、「その性格上及び条理上」当然に「質的に本業（銀行業）との関連ないしは親近性があること」「分量において本業（銀行業）に対して従たる程度を超えないこと」「業として行うものであること」の三要件が要されると解されている。</p> <p>今回の改正において「従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきた」が削除されて「取引先企業に対して行う」とされた場合も、「コンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、M&Aに関する業務、事務受託業務」について、上記三要件を充足しているかどうかを個別具体的事案に即して別個に検討する必要があるか。</p> <p>それとも、今回、「従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきた」が削除されたことにより、「コンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、M&Aに関する業務、事務受託業務」については、常に「銀行業に付随する業務」として認められるという理解でよいか。</p>	
3	<p>金融審議会第一部会報告「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」（平成12年12月21日）において示されている「本業との機能的な親近性、リスクの同質性、顧客利便</p>	

	<p>等の観点」という観点が、付随業務該当性において一定程度考慮されてきたと認識している。</p> <p>今回、「従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきた」が削除されたことにより、「コンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、M&Aに関する業務、事務受託業務」においては、「本業との機能的な親近性、リスクの同質性、顧客利便等の観点」を個別具体的に考慮する必要はなくなったのか。</p>	
4	<p>従前から、「従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきた」業務として、「コンサルティング業務（例えば、取引先に対する一般的な財務相談、事業承継支援、経営方針策定等の支援、人事・労務等社内制度改革の支援、海外進出支援）、ビジネスマッチング業務（例えば、販売法、技術提携先や人材の仲介（宅地建物取引業法に抵触する不動産仲介は除く））、M&Aに関する業務（例えば、業務提携等のアドバイス、企業価値評価、M&A 仲介業者の斡旋）、事務受託業務（例えば、財務管理に関する事務サポート）」といった理解がなされてきたところ。</p> <p>今回の改正において「従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきた」が削除されて「取引先企業に対して行う」とされた場合も、上記「コンサルティング業務」等の範囲の理解は従前と変わるのか。</p>	
5	<p>今回の改正において「従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきた」が削除されて「取引先企業に対して行う」とされたことにより、「リレーションシップバンキングの機能の一環として行」っているといえるか、さらには銀行の固有業務との関連性が十分にあるかと関係なく、銀行と（付随業務、法定他業も含めて）何らかの取引関係があれば、その取引の相手方との間でコンサルティング業務やビジネスマッチング業務をできるように</p>	

	<p>なったという理解でよいか。</p> <p>なお、仮にそうではない場合、やはり上記「固有業務においてリレーションシップバンキングといえる程度の関係性を築いている相手方との間の業務」である必要があるとしても、「これからリレーションシップバンキングといえる程度の関係性を築いていく」意図があれば足り、現時点で、融資取引や預金取引がなくても足りるかどうか確認したい。</p>	
6	<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2(1)に記載の「取引先企業」に該当するかについては、各銀行が取引実態に応じて判断することとなり、具体的な要件はないという理解でよいか。</p>	
7	<p>改正案では「取引先企業に対して行うコンサルティング業務」との記述があるが、固有業務と一体となって実施するものではなくても許容されるという理解でよいか。</p>	
8	<p>改正案では「取引先企業に対して行うコンサルティング業務」とあるが、法人成りしていない個人事業主である取引先に対するコンサルティング業務も含まれるという理解でよいか。</p>	
9	<p>今回の改正に賛成。今後も「その他の付随業務」の緩和につき検討いただきたい。</p>	<p>改正の趣旨にご賛同いただきありがとうございます。引き続き金融機関の業務の規制緩和について、幅広く検討してまいります。</p>
10	<p>職業安定法第4条第1項が定める職業紹介に該当しないと解されている関連業務（自ら求人・求職を受理せず、求人・求職の申込みを勧誘すること、職業紹介事業者に対し、求人・求職を全数送付する業務のみを行うこと、職業紹介事業者に対し、求人申込みの意向を持つ者がいる旨の情報提供を行うこと）も「その他付随業務」に該当するという理解でよいか。</p>	<p>人材紹介業務を行う場合には、職業安定法上の職業紹介事業の許可が必要となります。なお、ご指摘の業務が「その他の銀行業に付随する業務」に該当するか否かは、個々の事案毎に検討す</p>

	<p>厚生労働省が示す「民間企業が行うインターネットによる求人情報・求職者情報提供と職業紹介との区分に関する基準について」で示されている職業紹介に該当する類型の業務は職業紹介に該当する以上、「その他付随業務」に該当するという理解でよいか。</p> <p>職業紹介に該当しないインターネットによる求人情報・求職者情報提供は「その他付随業務」に該当するという理解でよいか。</p>	<p>る必要があります。</p>
<p>11</p>	<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2（注3）として、「人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること」とあるが、職業安定法に基づく許可の申請の要否については、職業安定法及び厚生労働省が公表している「職業紹介事業の業務運営要領」等に基づき判断するという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

12	<p>銀行が融資を通じた影響力を背景として、融資先企業等に対して自行の職業紹介による人材の受入れを迫る行為や、自行の職業紹介と併せて融資先企業の人員削減を求める行為は、優越的地位の濫用として監督指導の対象となることを監督指針などで明確にすべきである。</p> <p>自行で資金貸付などを行っている個人顧客等に対して、自行の職業紹介によって強制的に職業の斡旋等を行うことは、優越的地位の濫用として監督指導の対象となることを監督指針などで明確にすべきである。</p> <p>金融庁は、各金融機関において、上記の事案等を防止するための体制及び、「その他付随業務」が本業に比して過大なものとなっていないか確認する体制を整備すべきである。加えて、優越的地位の濫用に対する監督指導において職業安定法上の違反が判明した場合には、労働者保護のためにも速やかに厚生労働省・都道府県労働局と情報を共有し、連携を図るべきである。</p>	<p>銀行法第13条の3第4号、銀行法施行規則第14条の11の3第3号において、銀行による優越的地位の濫用を禁止行為として規定しております。</p> <p>ご指摘の件につきましては、銀行が人材紹介業務を行う上で重要な観点であると考えますので、監督指針において「その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意すること」を追記し、適切にモニタリングしてまいります。</p> <p>なお、銀行が行う人材紹介業務の監督にあたっては、職業紹介事業を所管する厚生労働省及び都道府県労働局と連携して対応してまいります。</p>
13	<p>今回の改正に賛同する。地域金融機関は取引先の人手不足に関するニーズに接する機会が多く、これが実現すれば取引先企業からの経営相談により幅広く対応できるようになり、中小企業への支援強化に資するものと期待する。</p>	<p>改正の趣旨にご賛同いただきありがとうございます。</p>
14	<p>「人材紹介業務」とは、職業安定法第4条第1項の「職業紹介」と同義か。労働者派遣事業は含まないと理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
15	<p>人材紹介業務による手数料は、職業安定法第32条の3第1項、第2項に基</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

	づき収受することになるとの理解でよいか。	
16	「職業安定法に基づく許可」とは、人材紹介業務を有料で行う場合には、職業安定法第 30 条の「有料の職業紹介事業」を行う場合の厚生労働大臣の許可、無料で行う場合には、同法第 33 条の「無料の職業紹介事業」を行う場合の厚生労働大臣の許可が必要となるという理解でよいか。	貴見のとおりです。
17	紹介する人材の現在の属性（学生、銀行のOB人材等）や求人の種類（経営幹部、社員、パート等）に特段制限はないと理解してよいか。	貴見のとおりです。 なお、職業安定法第 32 条の 11 において、有料職業紹介を行うことが禁止されている職業が規定されておりますのでご留意ください。
18	人材紹介業務が「その他の付随業務」に該当することが明確化されたことにより、銀行本体だけでなく子会社等も金融関連業務として人材紹介業務を営むことが可能となるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
19	子会社等が営むことができる金融関連業務の「人材紹介業務」と従属業務の「職業紹介事業」の業務内容に違いはあるのか。	親銀行の取引先企業に対して行う人材紹介業務については、金融関連業務として行うことが可能です。また、従属業務を営む会社については、銀行法第 16 条の 2 第 11 項の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準を遵守していただく必要があります。
20	人材紹介業務を「金融関連業務」として営む（取引先企業の経営支援のための人材紹介）場合には、従属業務の収入依存度規制の対象外となるという理解でよいか。このとき、金融関連業務として営むか、従属業務として営むかについては銀行が判断するというものでよいか。	貴見のとおりです。

21	<p>人材紹介業務に係る求職者の個人情報の取扱いについて、職業安定法および個人情報保護法の遵守、ならびに中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2(1)③の顧客の情報管理態勢を整備することを前提に、銀行が固有業務を営むうえで保有する当該求職者の情報と分別せずに管理して差し支えないか。</p> <p>人材紹介業務は、ビジネスマッチング業務で知り得た情報を活用して取り組むことが有益であるため、これら業務の推進を同一部署で実施して差し支えないか。</p>	<p>個人情報の取扱いについては、関係する法令等を遵守していただく必要があります。</p> <p>なお、職業安定法第5条の4において、個人情報は、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合を除き、業務の目的達成に必要な範囲内で収集、保管、使用しなければならないこととされております。</p> <p>職業安定法上の取扱いについて、不明な点がある場合は、各都道府県の労働局にお問い合わせください。</p>
22	<p>本改正に賛成である。社会的に有用な改正と思われた。一般の国民としては、これにより、労働市場の活性化・適正化があるのではないかと考える。</p>	<p>改正の趣旨にご賛同いただきありがとうございます。</p>

以上